

早川町
新型インフルエンザ等対策
行動計画

(素案)

平成27年 1月 日
早 川 町

目次

第1章 行動計画の作成（経緯）	P 1
第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進（総論）	P 3
第1節 対策の目的及び基本的取り組み	P 3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	P 4
第3節 新型インフルエンザ等実施上の留意点	P 5
第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	P 6
第5節 対策推進のための役割分担	P 7
第6節 対策の主要項目	P 9
第7節 発生段階	P 15
第3章 各発生段階における対策（各論）	P 16
第1節 未発生期における対策	P 16
第2節 海外発生期における対策	P 19
第3節 県内未発生期（国内発生早期以降）における対策	P 21
第4節 県内発生早期における対策	P 24
第5節 県内感染期における対策	P 27
第6節 小康期における対策	P 30
資料	
新型インフルエンザ等対策本部設置条例	P 32

第1章 行動計画の作成（経緯）

1、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第13号。以下「特措法」という。）は、こうした感染症の発生を国家の危機ととらえて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体等の責務、発生時の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2、新たな町行動計画の作成

（1）町行動計画の位置づけ

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置付けられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置などの新たな措置が設けられたことから、国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）県では特措法第7条に基づき「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年2月4日策定。以下「県行動計画」という。）が策定されたことを踏まえて、特措法第8条に基づき「早川町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を作成した。

町行動計画においては、本町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する対策等を示す。

町行動計画は、対策の実施の経験や政府行動計画、県行動計画の改正を受けて、適時適切に見直しを行う。

（2）対象疾病

町行動計画が対象とする感染症は以下の通りとし、町行動計画においては「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ・感染症法第6条7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）については、特措法の対象ではないため「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策」に基づき対応する。

(3) 対象疾病の定義

対象疾病の定義は、感染症法に基づき、次のとおりとする

【表 1】 新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名称			定義
新型 インフ ルエン ザ 等	新型 インフ ルエン ザ	新型 インフ ルエン ザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
		再興型 インフ ルエン ザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症		人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状または治療の効果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進（総論）

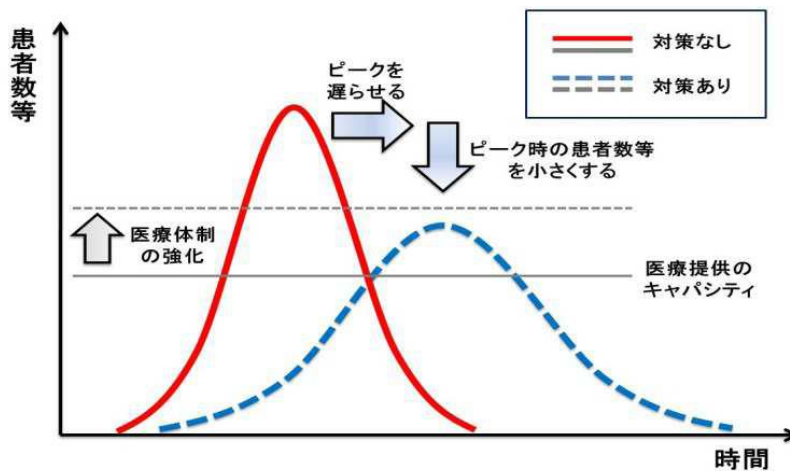
第1節 対策の目的及び基本的取り組み

新型インフルエンザ等のウイルスの病原性や感染力などが高い場合には健康被害が甚大となり、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及び、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。このような影響を軽減させるため、町では、町行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

《目的達成に向けた取り組み》

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークをできるだけ遅らせ、国や県で行う医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保すること。
- ② 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくすることによって医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数などが医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らすことができるよう、県における医療体制の情報提供を行う。



対策のイメージ図（県行動計画より抜粋）

目的2 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

《目的に向けた取り組み》

- ① 町民が適切な行動をとることができるように、情報の提供及びまん延防止のための予防対策の普及啓発を図る。
- ② 町民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）を進める等まん延防止対策を促進する。
- ③ 要援護者支援等町民の生活支援に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する

《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳と言った初期症状や、飛沫感染や接触感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力などは実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国や県が示す「基本的対処方針」や実際の流行状況、社会経済の状況等を総合的に勘案し、状況に応じた最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが重要である。

《町行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、県行動計画で定められた6つの「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても、発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、行動計画に定める対策のうちから、国の基本的対処方針に基づき、感染力や病原性に応じて決定する。

発生段階の切り替えや、新型インフルエンザ等発生時における町行動計画の変更等については、山梨県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）において決定したことを参考に、早川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）において決定する。

- ◆発生段階◆
- | | | |
|---------|--------|-----------------|
| ①未発生期 | ②海外発生期 | ③県内未発生期（国内発生早期） |
| ④県内発生早期 | ⑤県内感染期 | ⑥小康期 |

基本方針2 社会全体で対策に取り組む

《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が強く、多くの町民が罹患するものと想定され、その影響は保健・福祉分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等対策の直接の実施機関である県や町にとどまらず、社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

《町行動計画における対応》

県行動計画に示された、町への要請を踏まえ対応を具体的に示した。

基本方針3 複数の対策をバランスよく実施する

《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況などを事前に予測することは不可能であるため、的確に対応するためには、多面的に対策を推進することが重要であることから様々な視点に立った対策をバランスよく組み合わせる。

《町行動計画による対応》

発生前から小康状態になるまで、次の主要5項目を柱とする具体的な方法を示した。

- ◆主要5項目◆
- | | | |
|-------|------------------|--------|
| ①実施体制 | ②情報の収集・提供及び共有 | ③まん延防止 |
| ④予防接種 | ⑤町民生活及び地域経済の安定確保 | |

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

留意点1 町行動計画の性格

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力などの病原体の特徴、流行状況、地域の特性やその他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性並びにその対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響を総合的に勘案し、行動計画に定めるもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

留意点2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、県との連携のもと、不要不急の外出の自粛の要請や、学校、保育所等施設の使用制限等の要請等、町民の権利と自由に制限を与える場合は、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることとする。

留意点3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬の対策が有効であることなどにより、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を講ずる必要がないと判断することもあり得る。どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

留意点4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、県及び近隣自治体との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

留意点5 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合、町対策本部における新型インフルエンザ対策等の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第3章 各発生段階における対策（各論）

第1節 未発生期における対策

1 未発生期
予想される状況
○新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的
（１）発生に備えて体制の整備を行う。 （２）国、県、近隣町との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
（１）新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平時から警戒を怠らず、町行動計画を踏まえ、国、県、近隣町等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成、事前の準備を推進する。 （２）新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

- （１）新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。
特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。
- （２）国、県、近隣町等との連携体制確立
国、県、近隣町、医療機関、消防、警察等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2 情報の収集・提供及び共有

- （１）情報の収集・提供及び情報の共有の体制を整備する。
 - ・新型インフルエンザ等発生期における、町民等への情報提供の内容や媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
 - ・県や関係機関相互の情報共有の在り方を検討し、迅速かつ確実な情報提供体制を整備する。
 - ・国及び県が発信する情報を入手することに努め、庁内での情報共有体制を整備する。
- （２）町民にわかりやすく情報を提供する。
 - ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県及び町が講じる対策、個人が実施すべき感染対策、予防接種の考え方について、町民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。
 - ・各種収集した情報は、広報誌、ホームページなどを通じてわかりやすく町民に提供する。
- （３）町民から寄せられる相談に適切に対応する。
 - ・新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、町は、国からの要請に基づいて相談窓口などを設置する準備を進める。

3 まん延防止

- (1) 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止策等を周知する。
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る。

4 予防接種

(1) 特定接種

国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

- ・国の方針に基づき地方公務員に対する特定接種（特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条1項による予防接種とみなす）について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

(2) 住民接種

ア 国の方針に基づき、住民接種の接種体制を整備する。

- (ア) 県、医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に接種できる体制を整備する。

- ①医師、看護師、受付担当等の医療従事者の確保
- ②接種場所の確保（診療所 学校等）
- ③接種に要する器具などの確保
- ④接種に関する住民への周知方法

- (イ) 国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種も可能となるよう努める。

イ 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- ・新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制・接種対象者や接種順位のあり方と言った基本的な情報を積極的に提供し、住民等の理解促進を図る。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 事業継続に向けた事前準備を進める。

- ・新型インフルエンザ等発生時に備え、町業務継続計画を策定する。

- (2) 住民支援の実施に向けた検討を開始する。

- ・流行期における住民支援の在り方を検討する。特に、在宅の高齢者、障害者等の要援護者については、対象者（世帯）を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を検討し、あらかじめ具体的手段を決定しておく。

《要援護者支援》

- ・「災害時要援護者」リストを参考に新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、社会福祉協議会、介護支援事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- ・要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。
- ・自宅で療養する要援護者等への患者を見守るため必要なマスク等の準備を行う。

- (3) まん延時における火葬体制の強化に向けた検討をする。

- ・県及び一部事務組合と連携し、火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場

合に使用する遺体安置施設の確保ができるよう、峡南衛生組合および近隣町と協議、確定する。

- ・遺体の搬送に必要な手袋、不織布性マスク、非透過性納体袋などが、遺体の搬送、火葬作業者にわたるようあらかじめ準備を検討する。

(4) 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

- ・新型インフルエンザ等発生時に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、点検し、または施設及び設備を整備、点検する。

第2節 海外発生期における対策

2 海外発生期
予想される状況
○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ○海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合
目的
(1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。 (2) 国内、県内発生に備えての体制の整備を行う。
対策の考え方
(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応ができるよう、強力な措置をとる。 (2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 県内サーベイランス・情報収集体制に協力する。 (4) 海外での発生状況について注意喚起し、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、対策の準備をする。 (5) 検疫などで国内及び県内発生を遅らせる対応がとられているうちに、町内発生に備えて体制整備を急ぐ。

1 実施体制

海外発生期に移行し対策を実施する。

- ・県対策本部が設置され、海外発生期に移行した場合は、庁内連絡会議を開催し、庁内の情報共有を図る。
- ・峡南地区新型インフルエンザ等対策会議に参加し、状況を把握するとともに、地域における今後の対応を協議する。
- ・県が開催する市町村連絡会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、海外発生期における県対策を把握する。

2 情報の収集・提供及び共有

- (1) 情報提供及び、情報共有の体制を継続する。
 - ・県、関係機関と対策等に関する情報を共有する。
- (2) 最新の情報を町民等にわかりやすく提供する。
 - ・海外における新型インフルエンザ等の発生状況、県、町の対策、国内・県内で発生した場合に必要な取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
 - ・情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受け手に応じた情報提供を行う。
 - ・新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
 - ・ホームページ、広報誌、相談窓口を通して、地域の感染状況等、情報を提供する。
- (3) 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。
 - ・福祉保健課に、町民からの問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

- ・県に設置されるコールセンター等に寄せられる相談内容や、新型インフルエンザ等に関する最新の情報収集に努め、町民等が抱く不安や、流行状況に応じて変化する相談ニーズに適時適切に対応できるよう、実施体制の見直しを行う。

3 まん延防止

急激な感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。

- ・未発生期に引き続き、基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応について理解促進を図る。
- ・県と連携し、新型インフルエンザ発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて町民に周知を図り、理解を得る。

4 予防接種

(1) 特定接種

国の方針に基づき特定接種を勧める。

- ・国が示す方針に基づき、県、医療機関等と連携の上、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を勧める。

(2) 住民接種

ア 住民接種の開始に備えた準備を始める。

- ・国の方針が決定され次第、ただちに接種が実施できるよう、国や県、医療機関と連携して、接種体制の整備を行う。

イ 予防接種に対する住民の理解促進を図る。

- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 事業継続に向けた準備を進める。

- ・今後の流行状況を踏まえつつ、業務継続計画に基づいて適切に対応するよう協議する。

(2) 要援護者対策を進める。

- ・新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(3) まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備をする。

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等での受け入れ準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員の確保について準備を進める。

第3節 県内未発生期（国内発生早期以降）における対策

3 県内未発生期（国内発生早期以降）
想定される状況
○国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、山梨県では発生していない状態。 ○国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある。
目的
（１）新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 （２）県内発生に備えて体制整備を行う。
対策の考え方
（１）県内発生した場合に早期に発見できるよう県で行う情報収集に協力する。 （２）県から提供される発生状況、県内発生に備えての医療体制、感染拡大防止策、個々のとるべき行動について情報収集し、町民に周知する。 （３）県内発生に備え、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、町対策本部設置の準備をする。 （４）住民接種の体制整備を急ぐ

1 実施体制

- ・県が県内未発生期（国内発生早期）に移行した場合、町も速やかに県内未発生期（国内発生早期）に移行し、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ・緊急事態宣言がなされた場合に、町対策本部を設置できるよう準備をする。

緊急事態宣言がなされた場合

特措法第34条による町対策本部を速やかに設置する。

2 情報の収集・提供及び共有

- （１）情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。
 - ・県、関係機関と対策や地域での流行状況等に関する情報を収集し共有する。
- （２）最新の情報を町民等にわかりやすく提供する。
 - ・海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動等の情報をわかりやすく提供する。
 - ・情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受け取り手に応じた情報提供を行う。
 - ・新型インフルエンザなどは誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- （３）新型インフルエンザ等に関する相談体制を実施する。
 - ・引き続き福祉保健課において、新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、町民からの問い合わせに対応する。
 - ・県に設置される「新型インフルエンザ等コールセンター」について広報誌、ホームページ等で周知する。

3 まん延防止

- （１）県の新型インフルエンザ等のまん延防止策に協力する。

- ・県が実施するまん延防止のための要請について、情報を収集し、必要に応じて町民及び関係機関等（事業所、福祉施設、学校、保育所等）へ周知する。

[この時点で県が行うまん延対策]

- ・住民、事業者、福祉施設、公共交通機関等に感染対策を要請。感染症状のある人の健康管理・受診勧奨を要請。
- ・学校保健安全法に基づく臨時休業を検討し、学校設置者に検討要請。
- ・水際対策。

(2) まん延を防止するための取り組みの普及、理解促進を図る。

- ・未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて町民に周知を図り、理解を得る。

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・国の方針に基づき、医師会と連携の上、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。
- ・特定接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し協力要請等を行う。

(2) 住民接種

ア 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ・ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
- ・個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・実施にあたり、国及び県と連携し、飯富病院、町内診療所、学校等に接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・住民接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し協力要請を行う。

イ 予防接種に対する住民の理解促進を図る。

- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民の理解促進を図る。

ウ 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

- ・医療機関へ予防接種後副反応報告及び報告基準を配布し、情報収集を行う。

緊急事態宣言がされている場合

①国及び県と連携し、接種会場を確保し、住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担の在り方が異なることに留意する必要がある。

②住民接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し協力要請等を行う。

5 町民の生活及び地域経済の安定確保

(1) 要援護者対策を進める。

- ・要援護者台帳に基づき、あらかじめ立てた計画に基づき、食料品・生活必需品の確保・分配・配布等の準備を行う。

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事提供、医療機関への移送）を行う。

（２）遺体の火葬・安置の対策を進める。

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・ あらかじめ確保した、手袋、不織布性マスク、非透過性納体袋などが遺体の搬送、火葬作業者にわたるようにする。

緊急事態宣言がされている場合

①水の安定供給

- ・ 水道の消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においての水の安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

②生活関連物資の価格の安定

県と共に、生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみなどが生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて、関係事業団体等に対して、物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口の拡充を図る。

第4節 県内発生早期の対策

4 県内発生早期
予想される状況
○県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ○県内でも発生市町村によって状況が異なる場合がある。
目的
(1) 県内（町内）での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行った場合は早川町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。 (2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 (3) 県内感染期への移行に備えて、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染課題に備えた体制の整備を急ぐ。 (4) 住民接種を早期にできるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

- ・県が県内発生早期に移行した場合、町も速やかに県内発生早期に移行し、県、（県が必要に応じ設置した場合）県現地対策本部、関係機関と連携し、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ・緊急事態宣言がなされた場合に備え、町対策本部の設置準備をする。

緊急事態宣言がなされた場合

特措法第34条による町対策本部を速やかに設置する。

2 情報の収集・提供及び共有

- (1) 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。
 - ・県、関係機関と対策や地域での流行状況等に関する情報を収集し共有する。
- (2) 最新の情報を町民等にわかりやすく提供する。
 - ・海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動等の情報をわかりやすく提供する。
 - ・情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受け取り手に応じた情報提供を行う。
 - ・新型インフルエンザなどは誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
 - ・地域内の新型インフルエンザ等の感染発生状況について、広報誌、ホームページ等を通じてわかりやすく町民に提供する。
 - ・相談窓口の充実・強化を図る。

3 まん延防止

(1) 県の新型インフルエンザ等のまん延防止策に協力する。

- ・県が実施するまん延防止のための要請について、情報を収集し、必要に応じて町民及び関係機関等へ周知する。

[この時点で県が行うまん延対策]

- ・国と連携し、患者や濃厚接触者への対応を行う。
- ・住民、事業者、福祉施設、公共交通機関等に感染対策を要請。症状のある人の健康管理・受診勧奨を要請。
- ・学校保健安全法に基づく臨時休業を検討し、学校設置者に検討要請。
- ・水際対策。

(2) 町内の施設におけるまん延防止に取り組む。

- ・福祉施設、学校、町有施設、事業所等に感染対策を要請。症状のある人の健康管理・受診勧奨を要請する。

(3) まん延を防止するための取り組みの普及、理解促進を図る。

- ・未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて町民に周知を図り、理解を得る。

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・国の方針に基づき、医師会と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を勧める。
- ・特定接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し協力要請等を行う。

(2) 住民接種

ア 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ・ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
- ・個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・実施にあたり、国及び県と連携し、飯富病院、町内診療所、学校等に接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・住民接種を行うために必用があると認めるときは、県に対し協力要請を行う。

イ 予防接種に対する住民の理解促進を図る。

- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

ウ 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

- ・医療機関へ予防接種後副反応報告及び報告基準を配布し、情報収集を行う。

緊急事態宣言がなされている場合

- ①国及び県と連携し、接種会場を確保し、住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担の在り方が異なることに留意する必要がある。
- ②住民接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し協力要請等を行う。

5 町民の生活及び地域経済の安定確保

(1) 要援護者対策を進める。

- ・要援護者台帳に基づき、あらかじめ立てた計画に基づき、食料品・生活必需品の確保・分配・配布等を行う。
- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事提供、医療機関への移送）を行う。

(2) 遺体の火葬・安置の対策を進める。

- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・あらかじめ用意した手袋、不織布性マスク、非透過性納体袋などが遺体の搬送、火葬作業者にわたるようにする。

緊急事態宣言がなされている場合

①水の安定供給

水道の消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態における水の安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

②生活関連物資の価格の安定

県と共に、生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみなどが生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて、関係事業団体等に対して、物資の供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口の拡充を図る。

第5節 県内感染期の対策

5 県内感染期
予想される状況
○県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ○県内でも市町村によって状況が異なる可能性がある。
目的
(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 町民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
(1) 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 (2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況などについてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (3) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を速やかに実施する。 (4) 欠勤者の増大が予測されるが、町民の生活・経済への負荷を軽減するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。 (5) 町民の社会生活を維持し、健康被害を最小限にとどめるため、要援護者への支援を行う。 (6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

感染期に移行して対策を実施する。

- ・県が県内感染期に移行した場合、町も速やかに県内及び町内感染期に移行し、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。

緊急事態宣言がされている場合

- ・早川町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等の措置を活用し、対策を実施する。

2 情報の収集・提供及び共有

- (1) 情報の提供及び情報共有体制を継続し、必要に応じて見直す。
 - ・県、関係機関等と対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- (2) 最新の情報を町民にわかりやすく提供する。
 - ・海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動の状況等の情報をわかりやすく提供する。
 - ・情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受け取り手に応じた情報提供を行う。
 - ・新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
 - ・地域内の流行状況を、広報誌、ホームページ等を通じてわかりやすく町民に提供する。
- (3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

- ・引き続き福祉保健課において相談窓口を設置し、町民からの問い合わせに対応する。流行状況や相談件数に応じ相談窓口の受付時間や人員体制の見直しを行う。
- ・県に設置される「新型インフルエンザコールセンター」での相談体制の周知をする。

3 まん延防止

- (1) 新型インフルエンザ等のまん延防止をする。
 - ・県が社会活動に伴う感染拡大を抑制するために行う要請について、把握し協力をする。
- (2) 感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。
 - ・発生早期に引き続き、基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
 - ・発生早期に引き続き不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて町民に周知を図り、理解を得る。

4 予防接種

- (1) 特定接種
 - ・国の方針に基づき、医師会と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を勧める。
 - ・特定接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し協力要請等を行う。
- (2) 住民接種
 - ア 国の方針に基づき住民接種を進める。
 - ・発生早期に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
 - イ 予防接種に関する住民の理解促進を図る。
 - ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。
 - ・個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
 - ・町民からの、予防接種に関する基本的な相談に応じる。
 - ウ 住民接種の有効性・安全性に係る調査
 - ・あらかじめ予防接種副反応報告及び報告基準を関係医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合

発生早期に引き続き、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担の在り方が異なることに留意する必要がある。

住民接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し協力要請を行う。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策を実施する。

- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

(2) 遺体の火葬・安置の対策を進める。

- ・町は引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

緊急事態宣言がなされている場合

(1) 水の安定供給

水道の消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水の安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資の価格の安定

- ・県と共に、生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみなどが生じることのないよう周知を行うと共に、必要に応じて、関係事業団体等に対して、物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口の拡充を図る。

(3) 要援護者に対する生活支援を行う。

町は国の要請に応じて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供）、搬送、死亡時の対応を行う。

(4) 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化を実施する。

- ・死亡者が著しく増加した場合は、国から県を通じて行われる要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・死亡者が著しく増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、国から県を通じ行われる要請を受け、遺体の一時安置を適切に実施する。
- ・埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するための緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

第6節 小康期の対策

6 小康期
予想される状況
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行一旦終息している状態。
目的
(1) 町民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

- (1) 小康期に移行して対策を実施する。

県が小康期に移行した場合、町も速やかに小康期に移行し、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。

- (2) 対策を総括し、第二波に備える。

- ・県行動計画の見直しや対応体制の再構築に合わせて、町行動計画の見直しを行う。
- ・新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行のため、第一波に関する対策の総括を行う。

緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言が解除された場合は、状況を踏まえ法定の町対策本部を廃止する。

2 情報の収集・提供及び共有

- (1) 町は国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく情報を収集するとともに新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

- ・町民に対し、第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性について周知を図る。

- (2) 町相談窓口に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報などの取りまとめを行う。(行動計画の評価、見直しに役立てる)

- (3) 状況を見ながら、国からの要請に基づいて相談体制等を縮小する。

3 まん延防止

第二波に備え、手洗い・うがい・マスク着用、咳エチケット、人込みを避ける等の基本的な感染対策を周知する。

4 予防接種

- (1) 住民接種

ア 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- イ 予防接種に関する住民の理解促進を図る
 - ・住民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。
- ウ あらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を関係医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合

流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方が異なることに留意する必要がある。

住民接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し要請を行う。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 要援護者対策を実施する。
 - ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。
- (2) 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。
 - ・食料品・生活関連物資等の買い占め、売り惜しみ、便乗値上げをしないよう県が県民に呼びかけることについて、町民に周知する。
 - ・第一波の対応状況を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、第二波に備える。
- (3) 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。
 - ・第一波における住民支援の実施状況を踏まえ、必要に応じて住民支援体制の再構築を県と連携して行う。
- (4) 第二波に備えた火葬体制の再構築を行う。
 - ・第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築について情報を共有する。

緊急事態宣言がされている場合

国が合理性を認められないとして、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を決定した場合、県内の状況を踏まえて、緊急事態措置を縮小・中止する。

第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等発生による被害は、病原体側の原因（ウイルスの病原性、感染力等）、宿主側の要因（人の免疫の状態）、社会的環境などに左右され、事前に予測することは困難であるが、政府行動計画、県行動計画に示された被害想定を用いて次の通り推計した。

【表2】 新型インフルエンザ等発生時における患者数推計

	早川町		山梨県		全国	
医療機関 受診者数	約 242 人～約 302 人		約 8.8 万人～約 16.8 万人		約 1,300 万人～約 2,500 万人	
	中等度致命率	重度致命率	中等度致命率	重度致命率	中等度致命率	重度致命率
入院患者数	6 人	19 人	3,600 人	13,500 人	53 万人	200 万人
死亡者数	2 人	6 人	1,200 人	4,300 人	17 万人	64 万人
1 日当たり 最大入院患者数 (流行 5 週目)	1 人	4 人	680 人	2,700 人	10.1 万人	39.9 万人

町人口 1,208 人（平成 25 年 10 月 1 日）

【試算方法】

- ・全人口の 25% がり患し、その 8 割程度が受診したと想定。
- ・入院患者数及び死亡者数については、全人口の 25% に相当する 302 人を基に過去に大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザを参考に中等度致命率 0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度致命率 2.0% として推計した。
- ・全人口の 25% がり患し、流行が 8 週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬などによる介入の影響（効果）や、現在のわが国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。

※被害想定については、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画、県行動計画の見直しに応じて改めて試算する。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、流行のピーク時（約 2 週間）に従業員が発症する割合は、多く見積もって 5% 程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話や看護等（学校、保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難な者がいることにより最大 40% の欠勤が想定される。

第5節 対策推進のための役割分担

1 基本的な考え方

新型インフルエンザは感染が拡大しやすくインフルエンザ（H1N1）2009 の例では、発生後約 1 年間に、国民の 16.3%、2,077 万人が医療機関を受診したと推計される。

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、県、町による対策だけでなく、医療機関や事業者、町民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

2 各主体の役割

（1）国の役割

国は新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

（2）県の役割

県は、新型インフルエンザ等対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保やまん延防止等に関し、主体的な判断を求められる。

また、町と緊密な連携を図り、町における対策を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町村間の調整を行う。

（3）町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、要援護者（独居高齢者や障害者等）への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、主体的に対策を実施することが求められる。なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の町、関係機関・団体等との緊密な連携を図る。

（4）医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等患者への医療を提供するという極めて重要な役割を担うことから、医師会を通じて県や町等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療器材の確保を進めることが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を確保するための新型インフルエンザ等の診療体制を含めた診療継続計画の策定や医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等が発生した場合、すべての医療機関は、診療継続計画に基づいて発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

（5）指定（地方）公共機関^{※1}の役割

特措法第2条第7号に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務継続計画（BCP）^{※2}の作成や体制を整備することが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画等に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する。

※1 指定（地方）公共機関…医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、新型インフルエンザ等発生時における業務の継続性等の基準に基づき国または都道府

県知事が指定した事業者

- ※2 業務継続計画…Business Continuity Plan (BCP) 企業が新型インフルエンザ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行う活動や緊急時での事業継続のための手段などを事前に取り決めておく計画のこと

(6) 登録事業者※3の役割

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

- ※3 登録事業者…特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者をいう。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策のための準備や、事業継続に不可欠な重要業務（非常時優先業務）を特定するなど、業務継続計画（BCP）の策定が期待される。

重大な健康被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集まる事業を行う者については、まん延防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生に備えて、食料品、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策についての情報を得て、まん延防止のための個人レベルでの感染対策を実施するように努める。

また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

第6節 対策の主要項目

町行動計画は新型インフルエンザ対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とする」ことを達成するための対策について、「1 実施体制」「2 情報の収集・提供及び共有」「3 予防・まん延防止」「4 予防接種」「5 町民生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けて記載する。

各項目における対策の基本的考え方や内容は次のとおりである。

1 実施体制

(1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの町民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため町の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、町においては公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、さらには、教育部門や産業部門などを含め、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に係る事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

(2) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び早川町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月15日条例第8号）に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、本部長、副本部長、本部員からなる町対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という）において発生に備え、総合的な対策や準備等について協議及び連絡調整を行う。

【対策本部】 緊急事態宣言時設置（緊急事態宣言がされる前に設置も可）

早川町新型インフルエンザ等対策本部

本部長 町長（事務を統括）

副本部長 教育長（本部長を助け、事務を整理）

本部員 本部長の命を受けた者（事務に従事）

必要な職員 町長任命の町職員

その他 本部長は、町の職員以外を出席させ意見を聞くことができる
（消防団 自治会 商工会 社協 学校 医師等）

【新型インフルエンザ等庁内連絡会議】 未発生期から必要に応じ、設置

構成員：各課長 局長 室長 センター長 防災担当 環境担当 保健師

事務局：福祉保健課

幹事会：総務課長 福祉保健課長 防災担当 保健師

【関係機関との連携体制】

① 県・保健所との連携

保健所の実施する峡南地区新型インフルエンザ等対策会議に参加し、新型インフルエンザ等への対応体制に係る具体的事項を協議し、体制整備を行う。また、住民に対する情報提供、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議し体制整備を推進する。

② 飯富病院との連携

身延町・早川町組合立飯富病院と新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、発生時における円滑な診療や予防接種等の体制整備を推進する。

2 情報の収集・提供及び共有

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、対策を円滑にするためには、県や町、医療機関、事業者、町民など各主体が、それぞれの役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動する必要があるため、対策の全ての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。

また、インターネット等の普及により、情報共有の方法やその受け取り方は様々であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が行き届きにくい人にも配慮し、受け手に応じた情報提供のため、様々な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

(2) 対策の概要

ア 発生前における情報の収集・提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時に町民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、予防方法や町民の責務など新型インフルエンザ等に関する様々な情報を提供し、理解してもらう必要がある。このため、発生前から、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、町民をはじめ、医療機関や事業者に対して、基本的な感染対策や、発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供に努める。

イ 発生時における情報の収集・提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について情報を収集し、県における対策の決定プロセスや、対策を行う理由等を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、ウイルスの病原性にかかわらず相談需要の急増が予想されるため、国からの要請に従い、福祉保健課内においても「新型インフルエンザ等相談窓口」を開設し、適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化を行う。また、県が設置する「新型インフルエンザ等コールセンター」を周知する。

ウ 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、福祉保健課がこれに当たる。

3 予防・まん延防止

(1) 基本的な考え方

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況に応じた適切な対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって医療体制のキャパシティ内にとどめることを目的として実

施する。まん延防止対策の実施により、医療体制の強化や維持が図られ、ひいては、町民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

(2) 対策の概要

《まん延防止策》

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、町民にマスク着用や咳エチケット（咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえる等）、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染症対策を行うよう広く要請する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請などに協力する。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うよう周知する。

なお、まん延防止には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済生活に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

4 予防接種

(1) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負担を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

ア 対象者

特定接種の対象者は、①登録事業者のうち、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者（厚生労働省の定める基準に該当する者に限る）②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員とする。対象者に関する基本的な考え方等は、政府行動計画において示されている。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策上の公益性・公共性を基準として、医療関係者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）、それ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

上記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等を基に、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位などを決定することとされている。

町においては、政府対策本部の決定を踏まえて、特定接種の実施に関し必要な協力を行うとともに

に、地方公務員に対する接種を実施する。

イ 接種体制

上記①及び②については、国を実施主体として、③の地方公務員についてはその所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(3) 住民接種

住民接種は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条に基づき予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条 3 項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

ア 対象者

《接種対象者の分類》

○医学的ハイリスク者：

- ・呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患^(注1)を有する者
- ・妊婦

○小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）

○成人・若年者

○高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクの高いと考えられる群（65 歳以上の者）

住民接種の接種順位については、政府行動計画によると、①新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方と、②緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方と、①と②の考え方を合わせた考え方もあるとされている。このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

イ 接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、町が接種体制を構築し接種が円滑にできるよう体制整備を行う。必要に応じて県に支援を要請する。

ウ 予防接種に関する理解の促進

住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みであるこのため、すべての希望者への接種が完了するまでには一定期間を要することから、未発生期から予防接種に関する考え方や実施方法を町民に十分周知するとともに接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行う。

エ 予防接種の類型

P13【表 3】参照

^(注1)「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」（2009 年）をもとに、発生した新型インフルエンザ等の病状等を踏まえ発生時に基準が示される。

【表3】予防接種の種類（一覧）

予防接種の種類	特定接種	住民接種	
緊急事態宣言	—	あり	なし
特措法	特措法第28条	特措法第46条	
予防接種法	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種とみなして実施	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第6条第3項（新臨時接種）として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要性があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要性があると認めるとき	まん延防止上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務／勸奨	あり／あり	あり／あり	なし／あり
接種費用の負担	実施主体が全額負担	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 （実費徴収不可） 国費の嵩上げ措置あり	原則自己負担 （低所得者の場合は、国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 の対応あり）

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

（1）基本的な考え方

町民生活及び地域経済の安定の確保は新型インフルエンザ等流行時における医療機関や事業者の事業の継続、高齢者世帯や障害者世帯の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、町民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

（2）対策の概要

ア 事業の継続

新型インフルエンザの流行は8週間程度継続し、多くの町民が罹患するものと考えられるほか、本人や家族の罹患により、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。こうした中でも、行政機関はもとより、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者は、最低限の社会生活が維持できるよう必要な事業を継続することが社会的に求められる。

このため、未発生期においては、新型インフルエンザ等の発生を想定した業務計画を策定し、事業継続のための事前対策を促進する。

イ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄を行う。

ウ 要援護者への生活支援

独居高齢者や障害者等の要援護者については、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがあるため、必要な支援を受けられるよう、県と連携し、対応する。

エ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常の火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付することができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがある。

このため、緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑にできるよう、県及び近隣町と連携し、対応する。

第7節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行えるよう、町における新型インフルエンザ等の発生段階を、県と同様に以下の6段階に分類し、各段階で想定される状況とその対応を事前に定める。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、まず日本国内から発生するなど必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

① 未発生期

《想定される状況》

新型インフルエンザ等が発生していない状態

② 海外発生期

《想定される状況》

海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない状態

③ 県内未発生期（国内発生早期）

《想定される状況》

国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態

④ 県内発生早期

《想定される状況》

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

⑤ 県内感染期

《想定される状況》

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

⑥ 小康期

《想定される状況》

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【表4】 新型インフルエンザ等発生段階

発生段階 (国)	発生段階 (県・町)	状態	WHOフェーズ
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	フェーズ1, 2, 3
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	フェーズ4, 5, 6
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態	
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	ポストパンデミック

早川町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、早川町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

施行日 平成25年4月13日
